

「まちづくりミーティング」

運営上の
ルール

「まちづくりミーティング」は、市長がまちの活性化に向けて市内で活動する者等と意見交換を行い、「共感」、「共創」のまちづくりを進めることを目的として開催するものです。

つきましては、下記事項を運営上のルールとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

運用基準

- (1)対象者 市内に在住または在勤若しくは在学している10人以上の団体・グループ等
※活動実績があることが条件です。
- (2)テーマ 市政に関すること（市と団体が共に地域課題の解決や新たな取組等を創造することに資するもの）※要望・陳情の申入れは対象外とします。
- (3)開催時間 1時間程度（市役所開庁日の午前10時から午後8時までの間）
- (4)開催場所
 - ア 原則として市内とします。
 - イ 会場の確保及び設営は、事前に申込者で行ってください。
 - ウ 会場の準備に必要な経費は、申込者の負担とします。
- (5)出席者 市長（ただし、テーマの内容に応じて市の担当者等も同席する場合があります。）
- (6)申込方法
 - ア 開催申込書（別記様式）を持参、郵送、FAX又は電子メールにより、特命推進室に提出してください。（なお、申込みに当たっては、あらかじめ特命推進室と協議の上、日程変更の可能性があるため、余裕を持って申し込んでください。）
 - イ 日程や内容等を確認の上、開催を決定した場合は、団体の代表者又は担当者へ連絡します。

注 意 点

- (1)お互いを尊重し、建設的かつ未来志向な意見交換をする場ですので、そのような雰囲気づくりを心掛けてください。
- (2)既に当該テーマに関係する事務を所掌する課等（以下、「主管課」という。）と協議を開始している場合等は、本ミーティングの対象ではありません。（市長との意見交換等を希望される場合は、主管課において別途対応させていただきます。）
- (3)ミーティングの内容が次に掲げる事項について行われるときは、ミーティングの開催を中止若しくは開催申込書を不受理とする場合があります。
 - ア 単なる個人的な相談又は要望に関すること。
 - イ 特定の個人に対する誹謗又は中傷に関すること。
 - ウ 宗教、営利活動等に関すること。
 - エ 公序良俗に反すること。
 - オ その他市長がミーティングの目的に照らして不適当であると認める事項
- (4)ミーティングの内容については、原則として、市のホームページ等により報告します。
また、行政サービス向上のため、原則として公開とし、ミーティング内容は録音させていただきます。

申込み・問合せ先

桐生市役所 共創企画部 特命推進室 特命担当（市役所3階）
〒376-8501 桐生市織姫町1番1号
電話：0277-48-9039／FAX：0277-43-1001
E-mail：tokumei@city.kiryu.lg.jp